

平成28年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月23日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月23日 午前10時10分		
	散 会	9月23日 午後1時43分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成28年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成28年9月23日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		議席の指定	
2		会議録署名議員の指名	
3		会期の決定	
4		議長諸般の報告	
5		村長の行政報告	
6		常任委員の選任	
7	議案第41号	今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	説 明
8	議案第42号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第43号	平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	説 明
10	議案第44号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	説 明
11	議案第45号	建物の取得について	説 明
12	議案第46号	工事請負契約について	説 明
13	認定第1号	平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
14	認定第2号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
15	認定第3号	平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
16	認定第4号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について	説 明
17	報告第6号	平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	報 告
18	報告第7号	平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成28年第3回今帰仁村議会定例会を開会します。

(開会時刻 午前10時10分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 島袋 誠議員の「議席の指定」を行います。

今回当選された島袋 誠議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、10番に指定します。これから10番のスタートですので頑張ってください。

日程第2. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名します。

日程第3. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月30日までの8日間と決定しました。

日程第4. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されています。朗読は省略します。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

6月3日 まるごと今帰仁「観光・物産と芸能フェア」実行委員会が開催されました。

12日 社会福祉法人乙羽会創立30周年記念行事が行われました。

15日 平成28年度今帰仁村民児協総会が開催されました。

26日 平成28年度今帰仁中学校運動会が行われました。

28日 防衛協会北部支部懇親会が開催されました。

29日 平成28年今帰仁漁業協同組合通常総会が行われました。

30日 今帰仁グスク桜まつり実行委員会が開催されました。

30日 沖縄県立農業大学校誘致にむけた今帰仁村期成会決起大会を開催しました。

7月4日～9日 北部市町村議会議長会視察研修 in ベトナムに参加しました。

11日 交通安全出発式が開催されました。

11日 県産品優先使用の要請行動に参加しました。

14日 比田井和孝氏子育て講演会が開催されました。

15日 まるごと今帰仁「観光・物産と芸能フェア」実行委員会が開催されました。

20日 北部市町村議会議員スポーツ大会・交流会が開催されました。

22日～24日 まるごと今帰仁「観光・物産と芸能フェア」を開催しました。

8月2日 第45回今帰仁村畜産共進会が開催されました。

4日 町村議会正副議長・正副委員長研修会が開催されました。

9日 北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会が開催されました。

10日 奄美やんばる広域圏交流推進協議会が開催されました。

12日 村長及び村議会議員当選証書授与式が開催されました。

18日 北部市町村議会議長会定例総会が開催されました。

19日 まるごと今帰仁「観光・物産芸能フェア」実行委員会が行われました。

21日 古宇利区海神祭が開催されました。

22日 與那嶺幸人村長退任式が行われました。

23日 喜屋武治樹村長就任式が行われました。

8月26日～9月7日 沖縄県人ペルー移住110周年記念式典・ブラジル沖縄県人会創立90周年記念式典へ参加しました。

30日 今帰仁村観光開発・移住促進協議会が開催されました。

日程第5. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。喜屋武治樹村長。

○ **村長 喜屋武治樹君** 皆さんおはようございます。第3回定例会が開催されるにあたり、私が村長就任後、初めての議会でありますので私の所信の一端を表明し、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと思います。

このたび、前村長の任期満了に伴い、去る8月7日に行われた今帰仁村長選挙に多数の村民の推薦を受けまして立候補いたしましたところ、村民のご理解とご支持、ご協力を得て8月23日に第27代今帰仁村長に就任致しました。

村長職の責務の重大さを痛感いたすとともに、村民の期待に応え、政策実現の為、全力を尽くしてまいります。「創ろう、みんなの力で、元気な今帰仁」を政策目標にかかげ、村の人口1万人をめざし、北部振興策、一括交付金事業、北部連携促進事業、ふるさと納税、自主財源の向上等、諸制度を積極的に取り入れ、村の基幹産業である農林水産業の振興や、民泊等の観光産業を推進し、若者の働く場の拡大、定住促進事業の導入を進め、村民所得の向上を図ってまいります。今帰仁村の将来を担う子供達の教育環境の充実、貧困対策、安心して子育てができる環境作り、子供から老人まで村民が安全、安心して暮らせる住みよい村づくりをすすめ、村民本位で公平、公正、情報公開と情報共有の村民参加型、村民との協働の村づくりを推進してまいります。

基本的な政策としては、

1. 農林水産業の振興と観光村づくりをすすめ、現在の経済課を経済観光課に改名します。
2. 地域経済の活性化と雇用創出で旧梯梧荘跡地に景観にマッチしたリゾートホテル等の誘致により雇用

の創出と村税収の増加を図ってまいります。

3. 医療、福祉、貧困対策として、新たに「村民生活支援室」を新設し、きめ細やかな生活支援を行います。
4. 子育て支援、若者定住促進策として、子供の遊び場と遊具の充実した児童公園、児童館の建設をめざします。
5. 教育、文化、スポーツ環境の施策としては、県立北山高等学校の存続、スポーツ活動への支援、今帰仁村ヒヤミカチ奨学基金の創設、村営パークゴルフ場の建設、村下水道整備計画の作成等をすすめます。
6. 住民サービスの向上として窓口総合案内係の配置、職員研修の充実、村役場庁舎改築計画の作成をすすめ、防災拠点、村民サービスの向上を図ります。
7. 村民目線で協働の村づくりとして、飛び出せ村長室の開催、村民協働大学の開講を図ります。
8. 平和行政の推進と致しましては、非核平和宣言の村として米軍普天間飛行場の辺野古への移設、新基地建設に反対し、県外、国外への移設を求めます。

以上、施策について述べてまいりましたが、村民をはじめ、議員各位のご協力、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

次に、行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

- | | | |
|----|-----|-----------------------------------|
| 6月 | 3日 | 平成28年度「北部地域土壌保全の日」イベントが開催されました。 |
| | 3日 | まるごと今帰仁「観光・物産と芸能フェア」実行委員会を開催しました。 |
| | 6日 | 日本赤十字沖縄県支部へ熊本地震の災害義援金を渡しました。 |
| | 6日 | 園芸基金協会理事会が開催されました。 |
| | 11日 | 沖縄県花卉園芸農業協同組合今帰仁支部打上げ式が開催されました。 |
| | 15日 | 民生委員児童委員協議会総会が開催されました。 |
| | 15日 | 今帰仁郷友会チャリティーゴルフが開催されました。 |
| | 17日 | 村老人クラブ大会が開催されました。 |
| | 22日 | 宮良多鶴子氏ソプラノコンサートが開催されました。 |
| | 22日 | 沖縄県立農業大学校誘致今帰仁村期成会を開催しました。 |
| | 23日 | 沖縄県全戦没者追悼式に参列しました。 |
| | 24日 | 村母子寡婦福祉会総会が開催されました。 |
| | 24日 | 農業信用基金協会総会が開催されました。 |
| | 25日 | まるごと八重瀬「観光、物産と芸能フェア」視察を行いました。 |
| | 26日 | 今帰仁中学校にて運動会が開催されました。 |
| | 29日 | 平成28年度今帰仁漁業協同組合通常総会が開催されました。 |
| | 29日 | 平成28年度今帰仁村租税教育推進協議会を開催しました。 |
| | 29日 | 健康長寿作戦会議を古宇利区で開催しました。 |
| | 30日 | 今帰仁グスク桜まつり実行委員会を開催しました。 |
| | 30日 | 沖縄県立農業大学校誘致に向けた村民決起大会を開催しました。 |

- 30日 民生委員推薦会を開催しました。
- 7月 1日 今帰仁村第四次総合計画後期基本計画策定係へ委嘱状を交付しました。
- 1日 教育委員辞令交付式を開催しました。
- 7日 今帰仁村観光大使認証状交付式を行いました。
- 8日 人権擁護委員委嘱状伝達式を開催しました。
- 11日 県産品優先使用要請行動の受入を行いました。
- 14日 比田井和孝氏「子育て講演会」が開催されました。
- 15日 まるごと今帰仁「観光・物産と芸能フェア」実行委員会を開催しました。
- 16日 すいかの日PRイベントを開催しました。
- 17日 ふるさと納税返礼品マンゴー出発式を行いました。
- 19日 第2回今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会（1次審査）を開催しました。
- 19日 本部警察署と「重要凶悪事件の発生時における今帰仁村の防災行政無線の活用に関する覚書」を締結しました。
- 21日 茸第2生産出荷施設管理運営協議会を開催しました。
- 21日 今帰仁村第四次総合計画後期基本計画第1回策定委員会を開催しました。
- 21日 民生委員推薦委員会を開催しました。
- 22日～24日 まるごと今帰仁「観光・物産と芸能フェア」を開催しました。
- 26日 今帰仁村職員研修（講師：石津政雄氏）を開催しました。
- 27日 第3回今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会（1次審査）を開催しました。
- 28日 健康長寿作戦会議を湧川区で開催しました。
- 29日 土地開発公社理事会、地域振興対策協議会、国保連合会総会、介護広域運営会議が開催されました。
- 8月 2日 第45回今帰仁村畜産共進会を開催しました。
- 3日 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略第1回策定委員会を開催しました。
- 3日 健康長寿作戦会議を越地区で開催しました。
- 5日 今帰仁村農業整備推進協議会を開催しました。
- 5日 区長会と民生委員の交流会に参加しました。
- 5日 第4回今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会（保育所視察）を開催しました。
- 9日 茸第1生産出荷施設運営協議会を開催しました。
- 10日 沖縄県子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーが開催されました。
- 10日 健康長寿作戦会議を玉城区で開催しました。
- 10日 第5回今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会（2次審査）を開催しました。
- 12日 沖縄県シークワサー消費推進協議会定期総会が開催されました。
- 12日 村長及び村議会議員当選証書授与式が開催されました。
- 15日 今帰仁村立保育所民営化移管法人選定委員会より答申されました。

- 8月 18日 本部警察署と「暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定」を締結しました。
- 19日 まるごと今帰仁「観光・物産と芸能フェア」実行委員会を開催しました。
- 19日 今帰仁村健康長寿体験滞在型観光促進事業第1回推進委員会を開催しました。
- 21日 古宇利区海神祭が開催されました。
- 21日 第11回沖縄県少年少女レスリングやんばるカップが開催されました。
- 22日 沖縄県農林水産部と北部市町村との行政懇談会に参加しました。
- 22日 與那嶺幸人村長退任式を開催しました。
- 23日 喜屋武治樹村長就任式を開催しました。
- 23日 健康長寿作戦会議を上運天地区で開催しました。
- 26日～9月7日 沖縄県人ペルー移住110周年記念式典・ブラジル沖縄県人会創立90周年記念式典へ参加しました。
- 30日 今帰仁村観光開発・移住促進協議会が開催されました。
- 30日 健康長寿作戦会議を呉我山区で開催しました。

○ 議長 東恩納寛政君 これで行政報告は終わりました。

日程第6. 「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、島袋 誠議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、経済建設委員に島袋 誠議員を選任することに決定しました。

日程第7. 「議案第41号 今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 おはようございます。

議案第41号

今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の公布に伴い、墓地、埋葬等に関する法律が一部改正され、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する権限が沖縄県知事から村長へ委譲されたことにより、本村の地域特性に応じた墓地行政を推進するために必要な事項を定める必要があるため、この議案を提出します。

次ページに、墓地等の経営の許可等に関する条例を添付してございますけれども、住民課長より詳細について説明をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の規定に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（墓地等の経営主体）

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、村長が、村民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める墓地等の経営については、この限りでない。

（1） 地方公共団体

（2） 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人（以下「宗教法人」という。）であって、村内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、永続的に墓地等の経営をしようとするもの

（3） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人（以下「公益法人」という。）であって、村内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、永続的に墓地の経営をしようとするもの

2 前項第2号又は第3号に該当する者にあつては、墓地等を経営するための十分な財産その他経済的基盤を有していなければならない。

（事前協議等）

第4条 墓地等の経営の許可又は墓地等の変更の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ当該墓地等の経営又は変更の計画について村長と協議しなければならない。ただ

し、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 村長は、前項の規定による協議があったときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(説明会の開催)

第5条 申請予定者は、墓地等に接する土地又は当該土地に存する建物の所有者等（以下「隣接住民等」という。）及び周辺の建物の所有者等（隣接住民等を除く。以下「周辺住民等」という。）に対し、墓地等計画の内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の説明会の不参加者に対しては、個別に説明をしなければならない。
- 3 申請予定者は、第1項の規定により説明会を開催したとき又は前項の規定による個別の説明を行ったときは、速やかにその結果を村長に報告しなければならない。

(隣接住民等及び周辺住民等との協議)

第6条 申請予定者は、隣接住民等及び周辺住民等に対し、墓地等計画の内容を提示し、十分に協議しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその内容を村長に報告しなければならない。

(墓地等の経営の許可)

第7条 墓地等を経営しようとする者（以下「申請者」という。）は、村長に申請し、許可を受けなければならない。当該墓地等を変更又は廃止しようとする場合も同様とする。

- 2 村長は、前項の規定による申請があった場合、許可するときは許可証を申請者に交付し、許可しないときはその旨を申請者に書面により通知する。
- 3 村長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、前項の規定による許可に必要な条件を付すことができる。

(設置場所の基準)

第8条 墓地等の設置場所は、規則に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、村長が焼骨を埋蔵する墓地等で、土地の状況等及び公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときには、この基準を緩和することができる。

- 2 村長は、村民の生活環境を保全する必要があると認めるときは、墓地等の設置に係る区域を指定することができる。
- 3 村長は、前項で指定した区域が変更又は廃止する必要が生じた場合は、これを行うことができる。

(墓地等の構造設備の基準)

第9条 墓地等の構造設備は、規則に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、村長は、公衆衛生上支障がないと認めたときは、この基準を緩和することができる。

(立入調査)

第10条 村長は、必要があると認めるときは、当該職員に墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得

て、当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること（以下「立入調査」という。）ができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（勧告）

第11条 村長は、正当な理由がなくこの条例に定める手続等がなされていないと認めるときは、申請予定者又は申請者に対し、必要な勧告をすることができる。

（公表）

第12条 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 村長は、前項の規定により公表しようとする場合は、勧告を受けた者に対し、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

（規則への委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により墓地等の経営許可を受けている者は、第7条の許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際、墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和47年沖縄県規則第52号）の規定によってなされた申請その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 おはようございます。今帰仁村墓地等の経営の許可等に関する条例の概要について説明いたします。

まず条例制定の背景についてですが、本村における墓地、埋葬等に関する法律の規定による墓地、納骨堂または火葬場の経営、設置、変更または廃止の許可については、これまで県の規定に基づいて沖縄県が行ってきましたが、都道府県の権限事務を市町村へ委譲するという内容を柱とする地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成28年4月1日から墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可等に関する事務が沖縄県から本村へ委譲されております。

これにより、本村の地域特性に応じた墓地行政の適正な事務の推進を図るため、沖縄県の墓地、埋葬等に関する法律施行、細則及び墓地等の許可申請に関する事務取扱要領の規定を参酌し、平成28年3月に策定した今帰仁村墓地基本計画に沿った墓地等の経営の許可等に関する手続などを定めた条例を制定する必要があるため、本案を提出するものです。

条例の内容についてですが、第1条の趣旨及び第2条の用語の定義については説明を省略いたします。

第3条、墓地等の経営主体についてですが、墓地、納骨堂または火葬場の経営は、墓地等の経営が永続的かつ非営利的に行われるべきという観点から、原則として市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、それによりがたい場合には、宗教法人や公益法人といった法人等が経営する主体となることから、墓地等の経営主体を地方公共団体、村内に主たる事務所または従たる事務所を有し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもので、宗教法人、公益社団法人及び公益財団法人と規定しております。

次に第3条から第7条関係ですが、申請から許可までの規定になっております。これまでの墓地等の経営設置の許可申請は、申請書に隣接地主への墓地の設置に関する説明書と、墓地の管理についての誓約書、墓地の設置に関する自治会長の意見書と市町村の意見書を添えて申請していましたが、条例制定後は、申請の前に村と事前協議を行うことや、また隣接住民及び周辺住民とも協議を行い、十分に協議を重ねた上で申請を行うといった内容となります。その中で、第5条については、申請者が宗教法人または公益法人等である場合、隣接住民や周辺住民に対し、墓地等計画の内容を周知するための説明会の開催や、説明会の不参加者への個別説明などについて規定しております。

次に第8条、設置場所の基準についてですが、墓地の設置場所の基準については、規則に定める基準に適合するものでなければならないと規定しております。規則に定める設置場所の基準については、今帰仁村墓地基本計画の基本方針に沿って定めていきます。お配りしている資料1をごらんください。表がありますが、表の左側が設置場所の基準になっております。右側が条例の適用内容です。基準の(1)これは墓地の敷地は当該墓地を経営設置するものが所有する土地でなければならないという内容ですが、これについては、設置者が地方公共団体、宗教法人、公共法人の場合は適用する。あわせて、設置者が個人で、個人墓地を設置する場合も適用するということとなります。次に(2)国道、県道その他主要道路及び河川から30m以上離れているということ。それから(3)公園、学校、病院、その他、公共的施設または人家から100メートル以上離れていることにつきましては、設置者が法人等の場合は適用しますが、設置者が個人等の場合は適用しないということになります。次に(4)水源を汚染する恐れのない場所であること。それから(5)地すべり防止区域または急傾斜崩壊危険区域に接しないこと。それから(6)周辺的美観を損ねることがないことにつきましては、こちらは設置者が法人また個人どちらも適用することになります。次に(7)墓地規制区域外であることにつきましては、設置者が法人等の場合は適用しない。個人の場合は適用するということとなります。

次に第8条の第2項についてですが、村長は、村民の生活環境を保全する必要があると認めるときは、墓地等の設置に係る区域を指定することができるものと規定しており、墓地等の設置に係る区域については、今帰仁村墓地基本計画の基本方針に沿って定めますということになります。これについては資料の2をお願いします。(2)墓地規制区域及び墓地区域の設定方針案というのがあります。墓地規制区域の設定については、農業振興地域農用地区域、沖縄海岸国定公園及び保安林を墓地規制区域に設定する方針となっております。それから墓地区域の設定については、地域で墓地用地として利用されている箇所を墓地区域に設定する方針となっております。これにつきましては、本計画の計画期間である平成27年度までの設定に向けて取り組んでいくということになります。

次に第9条についてですが、墓地等の構造設備の基準になります。墓地等の構造設備は、規則に定める基準に適合するものでなければならないと規定しております。規則に定める基準については、今帰仁村墓地基本計画の基本方針に沿って定めていきます。資料3をお願いします。こちら表になりますけれども、左が構造基準、それから右が条例の内容となっております。(1) 周囲は障壁または生垣等で境界を設けなければならないということにつきましては、設置者が地方公共団体、宗教法人、公益法人及び個人の場合どちらも適用ということになります。(2) 道路の有効幅員は1m以上とするということにつきましては、法人等の場合は適用しますが、個人等の場合は適用しないということになります。(3) 雨水または汚水の滞留を防止する排水設備を設けることにつきましては、法人、個人とも適用するということになります。次に(4) 墓石の高さ以上の樹木で、植栽帯を施すこと。それから(5) 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。それから(6) 墓地については給水設備、ごみ保管設備、それから駐車場を有することとなりますが、1ha以上の場合は、管理事務所も設置するということになります。これについては、法人等の場合は適用しますが、個人等の場合は適用しないということになります。それから(7) 墓地面積につきましては、設置者が個人の場合に適用されます。面積としては30㎡以下を目安とするということになります。

次に第10条の立入調査についてですが、村長は、必要があると認めるときは、当該職員に墓地または納骨堂の経営者または管理者の協力を得て、当該墓地または納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができると規定しております。墓地埋葬等に関する法律第18条第1項に定める火葬場への立入検査及び墓地納骨堂もしくは火葬場の管理者から報告の聴取に関する事務について権限移譲に含まれている事務となるため、墓地または納骨堂の報告、聴取について条例で規定しております。

次に第11条の勧告についてです。村長は、正当な理由がなくこの条例に定める手続等がなされていないと認めるときは、申請予定者または申請者に対し、必要な勧告をすることができる規定しており、墓地等の経営設置予定者と隣接住民等との相互理解の推進と周辺環境との調和を図ることを目的に規定されている諸手続について、条例に定める規定を正当な理由がなく遵守しなかった場合は、勧告をすることができる規定しております。

次に第12条の公表についてですが、村長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる規定しております。条例第11条に規定する勧告に従わない場合の措置として、実効性のある指導や規定の遵守の強化を図るため、氏名を公表することができる旨を規定しております。

以上が、今回提案した条例の内容となっております。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第8. 「議案第42号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第42号

今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

農地法の一部を改正する法律の施行に伴い、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うこととなったことにより、この議案を提出します。

今帰仁村附属機関の設置に関する条例

今帰仁村附属機関の設置に関する条例（昭和60年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会	今帰仁村小作料協議会	農地法第24条の2に基づき農業委員会が定める標準小作料を設定又は改定するにあたり重要事項についての意見の答申に関すること。
-------	------------	---

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、お目通し願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第9. 「議案第43号 平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第43号

平成28年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,496万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,957万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月23日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		57,125	8,686	65,811
	1 分担金	13,002	8,686	21,688
15 国庫支出金		1,089,565	58,517	1,148,082
	2 国庫補助金	778,824	58,517	837,341
16 県支出金		991,711	33,990	1,025,701
	1 県負担金	192,293	40	192,333
	2 県補助金	757,915	33,950	791,865
18 寄附金		18,131	15,600	33,731
	1 寄附金	18,131	15,600	33,731

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		206,632	26,000	232,632
	1 繰入金	206,632	26,000	232,632
20 繰越金		10,000	260,889	270,889
	1 繰越金	10,000	260,889	270,889
21 諸収入		196,963	134,825	331,788
	4 雑入	153,446	41	153,487
	5 受託事業収入	42,789	134,784	177,573
22 村債		365,100	16,461	381,561
	1 村債	365,100	16,461	381,561
歳入合計		5,804,611	554,968	6,359,579

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		657,293	250,615	907,908
	1 総務管理費	512,422	253,262	765,684
	2 徴税費	88,424	△1,773	86,651
	3 戸籍住民登録費	27,365	△1,020	26,345
	5 統計調査費	603	24	627
	6 監査委員費	1,532	122	1,654
3 民生費		1,690,609	40,644	1,731,253
	1 社会福祉費	1,046,802	38,707	1,085,509
	2 児童福祉費	643,807	1,937	645,744
4 衛生費		326,421	23,032	349,453
	1 保健衛生費	140,606	3,032	143,638
	2 清掃費	185,815	20,000	205,815
6 農業水産業費		499,411	40,787	540,198
	1 農業費	402,211	40,640	442,851
	2 林業費	10,767	147	10,914
	3 水産業費	86,433	0	86,433
7 商工費		136,502	5,490	141,992
	1 商工費	136,502	5,490	141,992

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		1,113,634	23,374	1,137,008
	1 土 木 管 理 費	13,612	519	14,131
	2 道 路 橋 梁 費	277,298	8,656	285,954
	3 河 川 費	54,684	0	54,684
	4 港 湾 費	532,534	△2,989	529,545
	5 住 宅 費	235,506	17,188	252,694
10 教 育 費		663,379	171,026	834,405
	1 教 育 総 務 費	145,715	18,924	164,639
	2 小 学 校 費	70,196	3,894	74,090
	3 中 学 校 費	28,764	△1,275	27,489
	4 幼 稚 園 費	41,075	1,571	42,646
	5 社 会 教 育 費	168,897	136,547	305,444
	6 保 健 体 育 費	208,732	11,365	220,097
歳 出 合 計		5,804,611	554,968	6,359,579

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 1,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 1,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ
村づくり交付金（東部地区）	3,400	〃			3,400	〃		
集落基盤整備事業 今帰仁西地区	7,300	〃			7,300	〃		
漁村再生交付金事業	10,100	〃			10,100	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	24,800	〃			24,800	〃		
村道古宇利線改良事業	10,800	〃			10,800	〃		
村営兼次第2団地新築事業	68,500	〃			71,900	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	51,000	〃			56,100	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	2,100	〃			2,100	〃		
臨時財政対策債	109,000	〃			116,961	〃		
今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業	75,200	〃			75,200	〃		
村道呉我山仲山線	1,900	〃			1,900	〃		
合 計	365,100			381,561				

続きまして、8ページお願いいたします。事項別の説明をしていきたいと思っております。歳入13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、補正額が868万6,000円でございます。これは1節の農業費分担金の増によるものでございます。

9ページお願いいたします。15款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。主なものは、2目民生費国庫補助金が、補正額3,856万6,000円でございます。これは1節の社会福祉費補助金の増によるものでございます。続きまして5目土木費国庫補助金791万円の補正増でございます。これは2節公営住宅建設費補助金の増によるものです。続きまして6目教育費国庫補助金が1,172万2,000円の増でございます。これは1節学校費補助金の増によるものでございます。

続きまして11ページお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金です。主なものといたしましては、4目農林水産業費補助金が3,231万4,000円の増、これは1節農業費補助金2,481万4,000円と6節畜産業費補助金750万円によるものでございます。

続きまして12ページお願いいたします。18款寄附金です。1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1,560万円、これは1節寄附金1,560万円、これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございます。

13ページお願いいたします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額2,600万円、これは1節繰入金でございます。

続きまして14ページ、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2億6,088万9,000円、これは1節繰越金2億6,088万9,000円によるものでございます。

16ページお願いいたします。21款諸収入、5項受託事業収入、10目教育費受託事業収入、補正額1億3,478万4,000円でございます。これは1節埋蔵文化財発掘調査費の収入でございます。

17ページお願いいたします。22款村債、1項村債、1目総務債、補正額が510万円、これは1節総務債でございます。続きまして4目340万円の補正増、これは2節住宅費の増によるものでございます。7目その他債、補正額が796万1,000円、これは1節その他債でございます。

続きまして18ページお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3,840万4,000円、これの主なものとは13節委託料3,506万9,000円が主なものでございます。

次19ページお願いいたします。2目文書広報費、補正額963万円、これは13節委託料。続きまして4目財産管理費が2億240万円の補正増、これは主なものとは25節積立金でございます。

25ページお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、これの主なものとは2目老人福祉費の補正額が3,851万6,000円、これは19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。

続きまして26ページをお願いいたします。2項児童福祉費、3目保育所費、340万7,000円の補正額、これの主なものとは2節職員給料によるものでございます。

29ページお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、補正額2,000万円、これは19節負担金、補助及び交付金でございます。

続きまして30ページお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費でございます。主なものといたしましては3目農業振興費、補正額が3,350万円、これは15節工事請負費でございます。続きまして4目畜産業費、補正額750万円は19節負担金補助及び交付金でございます。

34ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、主なものは5目景観形成強化事業386万円の補正増でございます。これは15節工事請負費によるものでございます。

36ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、補正額が860万8,000円、これは15節工事請負費が主な要因でございます。

39ページをお願いします。同じく8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、補正額313万7,000円の減額でございます。これの主なものといたしましては2節、3節、4節の職員の給料にかかわるものでございます。

続きまして40ページをお願いします。同じく8款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費、補正額1,716万4,000円、これは15節工事請負費の増によるものでございます。

41ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額が1,892万4,000円、これの主なものといたしましては、4節共済費、19節負担金、補助及び交付金と21節貸付金等によるものでございます。

45ページをお願いします。10款教育費、5項社会教育費、主なものといたしましては3目文化財保護費、1億3,515万円の補正増でございます。これは13節委託料となっております。

47ページをお願いします。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額が1,349万2,000円となっております。これの主なものといたしましては48ページの15節工事請負費が主な要因でございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第10. 「議案第44号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第44号

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,507万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,866万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月23日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		527,033	8,589	535,622
	1 国民健康保険税	527,033	8,589	535,622
4 国庫支出金		615,395	14,268	629,663
	1 国庫負担金	351,517	7,680	359,197
	2 国庫補助金	263,878	6,588	270,466
7 県支出金		118,934	2,219	121,153
	2 県補助金	100,813	2,219	103,032
歳入合計		2,243,586	25,076	2,268,662

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,220	589	35,809
	1 総務管理費	33,468	589	34,057
2 保険給付費		1,020,045	24,000	1,044,045
	2 高額療養費	133,519	24,000	157,519
3 後期高齢者支援金等		192,145	122	192,267
	1 後期高齢者支援金等	192,145	122	192,267
4 前期高齢者納付金等		114	22	136
	1 前期高齢者納付金等	114	22	136
8 保健事業費		28,568	59	28,627
	2 保健事業費	15,191	59	15,250

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸 支 出 金		6,161	284	6,445
	1 償還金及び還付加算金	6,161	284	6,445
歳 出 合 計		2,243,586	25,076	2,268,662

3ページ、4ページは割愛いたしまして、5ページから事項別説明にしたいと思います。歳入です。5ページでございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額858万9,000円、これは1節医療給付費分現年課税分が主な要因でございます。

続きまして6ページお願いします。4款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金768万円の増でございます。これは1節現年度分の増となっております。

7ページお願いします。2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額600万円でございます。これは1節財政調整交付金によるものでございます。

次8ページお願いします。7款県支出金、2項県補助金、2目財政調整交付金、補正額221万9,000円でございます。これは1節財政調整交付金によるものでございます。

10ページお願いします。歳出でございます。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額2,400万円でございます。これは19節負担金、補助及び交付金によるものとなっております。以上でございます。よろしくをお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第11. 「議案第45号 建物の取得について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第45号

建物の取得について

認定子ども園用地として次のとおり土地に付随する建物を取得することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

- 1 物件の所在地 : 沖縄県国頭郡今帰仁村字越地与比地原180番ほか4筆
- 2 家屋番号 : 180番
- 3 取得の目的 : 幼保連携一体化施設（認定子ども園）用地確保
- 4 取得する建物 : 鉄筋コンクリートブロック造コンクリート屋根瓦重葺
2階建（面積230.44㎡）及び附属建物
- 5 買入価格 : 19,386,000円

- 6 契約の相手方 : 沖縄県那覇市赤嶺 2-12-19 芙蓉第2ビル1階
有限会社 芙蓉開発
代表取締役社長 新垣 政弘

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提 案 理 由

認定こども園の用地取得に伴い、土地に付随する建物の取得価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

次ページに契約書を添付してございますので、お目通しをください。土地の地番、さらには簡単な図面を添付してございますので、お目通しください。

- 議長 東恩納寛政君 日程第12. 「議案第46号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第46号

工事請負契約について

村営兼次第2団地新築建築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1, 契約の目的 | 村営兼次第2団地新築建築工事 |
| 2, 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3, 契約の金額 | ¥167,400,000 |
| 4, 契約の相手方 | 今帰仁村字湧川589番地
嘉陽組 有限会社
取締役 嘉陽 重壽 |

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提 案 理 由

村営兼次第2団地新築建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

次ページに請負契約書を添付してございますので、お目通しください。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第13. 「認定第1号 平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第1号

平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

決算書の説明につきましては、総務課長より説明申し上げますのでよろしく申し上げます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 では、平成27年度一般会計歳入歳出決算書をお手元をお願いします。まず2ページ、3ページをお開きください。

では、私のほうから、平成27年度一般会計歳入歳出決算書を読み上げてご説明にかえさせていただきます。

平成27年度 歳入歳出決算総括表

(歳入)

単位：(円・%)

区 分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入割合	
											予算現額対	調定額対
一般会計	4,984,734,000	1,200,117,000	352,373,000	0	6,537,224,000	6,693,478,937	6,196,285,539	1,902,901	495,290,497	340,938,461	94.78	92.57
国民健康保険特別会計	1,666,584,000	815,874,000	0	0	2,482,458,000	2,023,147,613	1,986,879,040	5,676,700	30,591,873	495,578,960	80.03	98.20
後期高齢者医療特別会計	82,999,000	850,000	0	0	83,849,000	81,969,144	80,759,610	22,700	1,786,834	3,689,390	95.59	97.79
合計	6,734,317,000	2,016,841,000	352,373,000	0	9,103,531,000	8,798,595,694	8,263,324,189	7,602,301	527,669,204	840,206,811	90.77	93.91

(歳出)

単位：(円・%)

区 分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	予算現額と支出済額との割合
							継続費通次	繰越明許費	事故繰越		
一般会計	4,984,734,000	1,200,117,000	352,373,000	0	6,537,224,000	5,906,572,853	0	555,658,000	0	74,993,147	90.35
国民健康保険特別会計	1,666,584,000	815,874,000	0	0	2,482,458,000	2,266,320,228	0	0	0	216,137,772	91.29
後期高齢者医療特別会計	82,999,000	850,000	0	0	83,849,000	79,872,112	0	0	0	3,976,888	95.25
合計	6,734,317,000	2,016,841,000	352,373,000	0	9,103,531,000	8,252,765,193	0	555,658,000	0	295,107,807	90.65

続きまして、6 ページ、7 ページをお開きください。

平成27年度 今帰仁村一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 村 税		563,537,000	632,986,284	597,699,689	1,710,301	33,576,294	△34,162,689
	1 村 民 税	172,256,000	204,218,394	195,022,430	475,501	8,720,463	△22,766,430
	2 固 定 資 産 税	302,981,000	337,682,512	313,361,843	1,065,600	23,255,069	△10,380,843
	3 軽 自 動 車 税	25,663,000	30,312,962	28,543,000	169,200	1,600,762	△2,880,000
	4 市町村たばこ税	62,635,000	60,772,416	60,772,416	0	0	1,862,584
	5 特別土地保有税	2,000	0	0	0	0	2,000
2 地 方 譲 与 税		45,981,000	47,038,000	47,038,000	0	0	△1,057,000
	1 地方揮発油譲与税	13,886,000	14,287,000	14,287,000	0	0	△401,000
	2 自動車重量譲与税	32,094,000	32,751,000	32,751,000	0	0	△657,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
3 利子割交付金		732,000	698,000	698,000	0	0	34,000
	1 利子割交付金	732,000	698,000	698,000	0	0	34,000
4 配当割交付金		1,418,000	1,402,000	1,402,000	0	0	16,000
	1 配当割交付金	1,418,000	1,402,000	1,402,000	0	0	16,000
5 株式等譲渡所得割 交 付 金		1,144,000	1,130,000	1,130,000	0	0	14,000
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	1,144,000	1,130,000	1,130,000	0	0	14,000
6 地方消費税交付金		120,978,000	139,535,000	139,535,000	0	0	△18,557,000
	1 地方消費税交付金	120,978,000	139,535,000	139,535,000	0	0	△18,557,000
7 ゴルフ場利用税交付金		14,805,000	14,824,714	14,824,714	0	0	△19,714
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,805,000	14,824,714	14,824,714	0	0	△19,714

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
9 自動車取得税交付金		8,508,000	8,243,000	8,243,000	0	0	265,000
	1 自動車取得税交付金	8,508,000	8,243,000	8,243,000	0	0	265,000
10 地方特例交付金		2,152,000	2,150,000	2,150,000	0	0	2,000
	1 地方特例交付金	2,151,000	2,150,000	2,150,000	0	0	1,000
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	1,000
11 地方交付税		2,254,254,000	2,369,057,000	2,369,057,000	0	0	△114,803,000
	1 地方交付税	2,254,254,000	2,369,057,000	2,369,057,000	0	0	△114,803,000
12 交通安全対策特別 交 付 金		1,921,000	2,307,000	2,307,000	0	0	△386,000
	1 交通安全対策特別 交 付 金	1,921,000	2,307,000	2,307,000	0	0	△386,000
13 分担金及び負担金		83,144,000	90,254,317	89,335,717	33,000	885,600	△6,191,717
	1 分 担 金	39,230,000	39,228,000	39,228,000	0	0	2,000
	2 負 担 金	43,914,000	51,026,317	50,107,717	33,000	885,600	△6,193,717
14 使用料及び手数料		47,403,000	57,875,354	52,579,454	0	5,295,900	△5,176,454
	1 使 用 料	38,502,000	44,915,450	39,619,550	0	5,295,900	△1,117,550
	2 手 数 料	8,901,000	12,959,904	12,959,904	0	0	△4,058,904
15 国庫支出金		919,080,000	920,717,712	647,849,712	0	272,868,000	271,230,288
	1 国庫負担金	322,558,000	321,686,306	321,686,306	0	0	871,694
	2 国庫補助金	593,629,000	595,457,206	322,589,206	0	272,868,000	271,039,794
	3 国庫委託金	2,893,000	3,574,200	3,574,200	0	0	△681,200

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
16 県支出金		1,235,665,000	1,224,189,836	1,043,123,836	0	181,066,000	192,541,164
	1 県負担金	192,360,000	189,360,801	189,360,801	0	0	2,999,199
	2 県補助金	1,009,868,000	999,745,799	818,679,799	0	181,066,000	191,188,201
	3 県委託金	33,437,000	35,083,236	35,083,236	0	0	△1,646,236
17 財産収入		32,895,000	33,653,721	33,653,721	0	0	△758,721
	1 財産運用収入	15,563,000	16,320,638	16,320,638	0	0	△757,638
	2 財産売却収入	17,332,000	17,333,083	17,333,083	0	0	△1,083
18 寄附金		185,336,000	185,329,556	185,329,556	0	0	6,444
	1 寄附金	185,336,000	185,329,556	185,329,556	0	0	6,444
19 繰入金		203,087,000	203,087,000	203,087,000	0	0	0
	1 繰入金	203,087,000	203,087,000	203,087,000	0	0	0
20 繰越金		264,208,000	264,207,512	264,207,512	0	0	488
	1 繰越金	264,208,000	264,207,512	264,207,512	0	0	488
21 諸収入		188,851,000	221,167,931	219,409,628	159,600	1,598,703	△30,558,628
	1 延滞金、加算金 及び料	577,000	2,554,076	2,554,076	0	0	△1,977,076
	2 預金利子	150,000	169,239	169,239	0	0	△19,239
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑入	160,429,000	187,154,208	185,395,905	159,600	1,598,703	△24,966,905
	5 受託事業収入	27,694,000	31,290,408	31,290,408	0	0	△3,596,408
22 村債		362,125,000	273,625,000	273,625,000	0	0	88,500,000
	1 村債	362,125,000	273,625,000	273,625,000	0	0	88,500,000
歳入合計		6,537,224,000	6,693,478,937	6,196,285,539	1,902,901	495,290,497	340,938,461

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	議会費	78,150,000	76,990,036	0	1,159,964	1,159,964
	1 議会費	78,150,000	76,990,036	0	1,159,964	1,159,964
2	総務費	1,256,239,000	1,227,211,807	11,340,000	17,687,193	29,027,193
	1 総務管理費	1,129,779,000	1,104,640,677	11,340,000	13,798,323	25,138,323
	2 徴税費	78,035,000	77,534,453	0	500,547	500,547
	3 戸籍住民登録費	32,328,000	29,058,286	0	3,269,714	3,269,714
	4 選挙費	10,533,000	10,463,328	0	69,672	69,672
	5 統計調査費	3,849,000	3,827,075	0	21,925	21,925
	6 監査委員費	1,715,000	1,687,988	0	27,012	27,012
3	民生費	1,824,515,000	1,713,161,769	97,226,000	14,127,231	111,353,231
	1 社会福祉費	1,283,203,000	1,173,741,733	97,226,000	12,235,267	109,461,267
	2 児童福祉費	541,312,000	539,420,036	0	1,891,964	1,891,964
4	衛生費	354,033,000	350,017,085	0	4,015,915	4,015,915
	1 保健衛生費	165,095,000	161,517,638	0	3,577,362	3,577,362
	2 清掃費	188,938,000	188,499,447	0	438,553	438,553
5	労働費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 失業対策費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	農林水産業費	683,538,000	614,781,476	62,973,000	5,783,524	68,756,524
	1 農業費	609,889,000	541,543,050	62,973,000	5,372,950	68,345,950
	2 林業費	12,329,000	12,142,704	0	186,296	186,296
	3 水産業費	61,320,000	61,095,722	0	224,278	224,278

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
7 商 工 費		285,133,000	247,340,115	36,600,000	1,192,885	37,792,885
	1 商 工 費	285,133,000	247,340,115	36,600,000	1,192,885	37,792,885
8 土 木 費		599,374,000	341,851,093	254,432,000	3,090,907	257,522,907
	1 土 木 管 理 費	13,614,000	13,536,916	0	77,084	77,084
	2 道 路 橋 梁 費	416,915,000	264,507,111	150,250,000	2,157,889	152,407,889
	3 河 川 費	54,439,000	36,273,316	18,064,000	101,684	18,165,684
	4 港 湾 費	87,567,000	20,389,987	66,861,000	316,013	67,177,013
	5 住 宅 費	26,839,000	7,143,763	19,257,000	438,237	19,695,237
9 消 防 費		185,639,000	185,639,000	0	0	0
	1 消 防 費	185,639,000	185,639,000	0	0	0
10 教 育 費		770,044,000	667,635,218	93,087,000	9,321,782	102,408,782
	1 教 育 総 務 費	126,253,000	124,918,072	0	1,334,928	1,334,928
	2 小 学 校 費	70,957,000	69,712,960	0	1,244,040	1,244,040
	3 中 学 校 費	36,694,000	35,981,546	0	712,454	712,454
	4 幼 稚 園 費	44,319,000	44,083,114	0	235,886	235,886
	5 社 会 教 育 費	202,131,000	183,966,849	13,525,000	4,639,151	18,164,151
	6 保 健 体 育 費	289,690,000	208,972,677	79,562,000	1,155,323	80,717,323
11 災 害 復 旧 費		27,815,000	26,264,112	0	1,550,888	1,550,888
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	27,814,000	26,264,112	0	1,549,888	1,549,888
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公 債 費		469,740,000	455,681,142	0	14,058,858	14,058,858
	1 公 債 費	469,740,000	455,681,142	0	14,058,858	14,058,858

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
13 諸 支 出 金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 普通財産取得費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 災害援護資金貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予 備 費		3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000
	1 予 備 費	3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000
歳 出 合 計		6,537,224,000	5,906,572,853	555,658,000	74,993,147	630,651,147

歳入歳出差引残額 289,712,686 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は歳入歳出差引不足額 0 円
 この為翌年度繰上充用金 0 円

平成28年7月15日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

歳入歳出の事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。後でお目通しをいただきたいと思
います。

最後に147ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		6,196,285,539 円
2. 歳出総額		5,906,572,853 円
3. 歳入歳出差引額		289,712,686 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	18,824,000 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	18,824,000 円
5. 実質収支額		270,888,686 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

以上で、読み上げて説明を終わらせていただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第14. 「認定第2号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第2号

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別
紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

決算審査の説明につきましては、福祉保健課長の仲村美奈子さんをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん それでは私のほうから国民健康保険特別会計、決算書について読み

上げて説明をさせていただきます。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

平成27年度 今帰仁村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険税		549,028,000	255,011,220	220,714,560	5,676,700	28,619,960	328,313,440
	1 国民健康保険税	549,028,000	255,011,220	220,714,560	5,676,700	28,619,960	328,313,440
2 一部負担金		4,000	0	0	0	0	4,000
	1 一部負担金	4,000	0	0	0	0	4,000
3 使用料及び手数料		500,000	319,100	319,100	0	0	180,900
	1 手 数 料	500,000	319,100	319,100	0	0	180,900
4 国庫支出金		735,418,000	626,955,751	626,955,751	0	0	108,462,249
	1 国庫負担金	441,524,000	365,615,751	365,615,751	0	0	75,908,249
	2 国庫補助金	293,894,000	261,340,000	261,340,000	0	0	32,554,000
5 療養給付費交付金		56,335,000	43,174,000	43,174,000	0	0	13,161,000
	1 療養給付費交付金	56,335,000	43,174,000	43,174,000	0	0	13,161,000
6 前期高齢者交付金		140,747,000	140,563,368	140,563,368	0	0	183,632
	1 前期高齢者交付金	140,747,000	140,563,368	140,563,368	0	0	183,632
7 県 支 出 金		120,423,000	113,572,215	113,572,215	0	0	6,850,785
	1 県 負 担 金	17,843,000	16,815,215	16,815,215	0	0	1,027,785
	2 県 補 助 金	102,580,000	96,757,000	96,757,000	0	0	5,823,000
8 連 合 会 支 出 金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 連 合 会 補 助 金	2,000	0	0	0	0	2,000
9 共 同 事 業 交 付 金		567,360,000	527,155,547	527,155,547	0	0	40,204,453
	1 共 同 事 業 交 付 金	567,360,000	527,155,547	527,155,547	0	0	40,204,453

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
10 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 財産収入	1,000	0	0	0	0	1,000
11 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000
12 繰入金		312,511,000	312,510,580	312,510,580	0	0	420
	1 他会計繰入金	312,510,000	312,510,580	312,510,580	0	0	△580
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
13 繰越金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 繰越金	2,000	0	0	0	0	2,000
14 諸収入		124,000	3,886,131	1,913,919	0	1,972,212	△1,789,919
	1 延滞金、加算金料 及 及び 過	113,000	847,100	847,100	0	0	△734,100
	2 預金利子	1,000	35,229	35,229	0	0	△34,229
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑収入	9,000	3,003,802	1,031,590	0	1,972,212	△1,022,590
14 村債		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 広域化等支援 基金貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		2,482,458,000	2,023,147,912	1,986,879,040	5,676,700	30,592,172	495,578,960

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		45,466,000	42,484,991	0	2,981,009	2,981,009
	1 総務管理費	34,109,000	31,750,956	0	2,358,044	2,358,044
	2 徴税費	11,314,000	10,734,035	0	579,965	579,965
	3 運営協議会費	42,000	0	0	42,000	42,000
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 保険給付費		1,209,476,000	1,028,015,798	0	181,460,202	181,460,202
	1 療養諸費	1,016,970,000	873,416,010	0	143,553,990	143,553,990
	2 高額療養費	177,196,000	145,496,527	0	31,699,473	31,699,473
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 助産諸費	14,708,000	8,803,261	0	5,904,739	5,904,739
	5 葬祭諸費	600,000	300,000	0	300,000	300,000
3 後期高齢者支援金等		199,970,000	199,635,246	0	334,754	334,754
	1 後期高齢者支援金等	199,970,000	199,635,246	0	334,754	334,754
4 前期高齢者納付金等		133,000	131,672	0	1,328	1,328
	1 前期高齢者納付金等	133,000	131,672	0	1,328	1,328
5 老人保健拠出金		11,000	7,751	0	3,249	3,249
	1 老人保健拠出金	11,000	7,751	0	3,249	3,249
6 介護納付金		103,300,000	103,299,441	0	599	559
	1 介護納付金	103,300,000	103,299,441	0	599	559
7 共同事業拠出金		562,371,000	537,045,023	0	25,325,977	25,325,977

	1 共 同 事 業 抛 出 金	562,371,000	537,045,023	0	25,325,977	25,325,977
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
8 保 健 施 設 費		27,121,000	25,032,195	0	2,088,805	2,088,805
	1 特定健康診査等事業費	12,194,000	11,454,968	0	739,032	739,032
	2 保 健 施 設 費	14,927,000	13,577,227	0	1,349,773	1,349,773
9 基 金 積 立 金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基 金 積 立 金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 公 債 費		1,000,000	681,095	0	318,905	318,905
	1 公 債 費	1,000,000	681,095	0	318,905	318,905
11 諸 支 出 金		30,822,000	30,200,203	0	621,797	621,797
	1 償還金及び還付加算金	30,822,000	30,200,203	0	621,797	621,797
12 繰 上 充 用 金		299,787,000	299,786,813	0	187	187
	1 繰 上 充 用 金	299,787,000	299,786,813	0	187	187
13 予 備 費		3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000
	1 予 備 費	3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000
歳 出 合 計		2,482,458,000	2,266,320,228	0	216,137,772	216,137,772

歳入歳出差引残額 △279,441,188 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は歳入歳出差引不足額 279,441,188 円
 この為翌年度繰上充用金 279,441,188 円

平成28年7月15日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事項別明細書につきましては、歳入歳出ともお目通しをお願いいたします。
 続きまして57ページ。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		1,986,879,040 円
2. 歳出総額		2,266,320,228 円
3. 歳入歳出差引額		△279,441,188 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	0 円
5. 実質収支額		△279,441,188 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

以上、国保の決算書のご説明でございました。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第15. 「認定第3号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第3号

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

決算書の説明につきましては、福祉保健課長のほうから説明申し上げます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん それでは後期高齢者医療特別会計、歳入歳出決算書の説明をさせていただきます。

2 ページ、3 ページとなります。

平成27年度 今帰仁村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	38,646,000	36,789,490	34,981,356	22,700	1,785,434	3,664,644
	1 後期高齢者医療保険料	38,646,000	36,789,490	34,981,356	22,700	1,785,434	3,664,644
2	使用料及び手数料	41,000	24,300	24,300	0	0	16,700
	1 手 数 料	41,000	24,300	24,300	0	0	16,700
4	繰 入 金	44,471,000	44,470,991	44,470,991	0	0	9
	1 一般会計繰入金	44,471,000	44,470,991	44,470,991	0	0	9
5	繰 越 金	673,000	672,958	672,958	0	0	42
	1 繰 越 金	673,000	672,958	672,958	0	0	42
6	諸 収 入	18,000	10,005	10,005	0	0	7,995
	1 延滞金、加算金 及 び 過 料	2,000	0	0	0	0	2,000
	2 償還金及び 還 付 加 算 金	11,000	0	0	0	0	11,000
	3 預 金 利 子	1,000	3,706	3,706	0	0	△2,706
	4 雑 入	4,000	6,299	6,299	0	0	△2,299
歳 入 合 計		83,849,000	81,967,744	80,159,610	22,700	1,785,434	3,689,390

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		3,658,000	3,444,666	0	213,334	213,334
	1 総務管理費	3,638,000	3,438,747	0	199,253	199,253
	2 徴収費	20,000	5,919	0	14,081	14,081
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		80,176,000	76,417,958	0	3,758,042	3,758,042
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	80,176,000	76,417,958	0	3,758,042	3,758,042
3 保健福祉事業費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 保健福祉事業費	3,000	0	0	3,000	3,000
4 諸支出金		12,000	9,488	0	2,512	2,512
	1 償還金及び還付加算金	11,000	9,488	0	1,512	1,512
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		83,849,000	79,872,112	0	3,976,888	3,976,888

歳入歳出差引残額 287,498 円

うち基金繰入額 0 円

又は歳入歳出差引不足額 0 円

この為翌年度繰上充用金 0 円

平成28年7月15日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次の事項別明細書は、後ほどお目通しをお願いいたします。

25ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分	金 額	
1. 歳入総額	80,159,610 円	
2. 歳出総額	79,872,112 円	
3. 歳入歳出差引額	287,498 円	
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	0 円
5. 実質収支額	287,498 円	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0 円	

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算の説明になります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時49分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

皆さんこんにちは。午前に引き続き提案理由に入りたいと思います。

日程第16. 「認定第4号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第4号

平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

決算書の説明につきましては、建設課長金城より説明申し上げます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について、その概要を説明します。

平成27年度 今帰仁村簡易水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源 充当額	合 計			
第1款 事業収益	377,668,000	8,535,000	0	386,203,000	379,844,016	△6,358,984	15,145,669
第1項 営業収益	203,627,000	0	0	203,627,000	204,663,400	1,036,400	15,104,849
第2項 営業外収益	174,038,000	8,535,000	0	182,573,000	174,602,901	△7,970,099	0
第3項 特別利益	3,000	0	0	3,000	577,715	574,715	40,820

支出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (内、仮払 消費税及び 地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 事業費	465,184,000	1,680,000	0	0	0	466,864,000	0	466,864,000	446,485,535	0	20,378,465	8,884,152
第1項 営業費用	429,354,000	1,680,000	0	0	0	431,034,000	0	431,034,000	412,745,936	0	18,288,064	8,884,152
第2項 営業外費用	34,801,000	0	0	0	0	34,801,000	0	34,801,000	33,739,599	0	1,061,401	0
第3項 特別損失	29,000	0	0	0	0	29,000	0	29,000	0	0	29,000	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方 消費税)
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	682,432,000	214,995,000	897,427,000	0	0	897,427,000	705,896,000	△191,531,000	0
第1項 企業債	172,000,000	74,800,000	246,800,000	0	0	246,800,000	183,000,000	△63,800,000	0
第2項 補助金	344,242,000	127,730,000	471,972,000	0	0	471,972,000	344,242,000	△127,730,000	0
第3項 出資金	11,189,000	12,465,000	23,654,000	0	0	23,654,000	23,654,000	0	0
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第5項 その他資本収入	155,000,000	0	155,000,000	0	0	155,000,000	155,000,000	0	0

支 出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (内、仮払 消費税及び 地方消費 税)
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公 営企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額	継続費 通 次 繰越額	合 計		地方公 営企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	723,482,000	198,010,000	0	0	921,492,000	0	0	921,492,000	723,986,572	193,027,000	0	193,027,000	4,478,428	40,860,655
第1項 建設改良費	570,581,000	201,010,000	0	0	771,591,000	0	0	771,591,000	575,289,758	193,027,000	0	193,027,000	3,274,242	40,860,655
第2項 企業債償還金	48,900,000	0	0	0	48,900,000	0	0	48,900,000	48,696,814	0	0	0	203,186	0
第3項 国庫補助金返還金	1,000	0	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	0
第4項 その他資本的支出	103,000,000	△3,000,000	0	0	100,000,000	0	0	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	0
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,090,572円は、当年度分損益勘定留保資金18,090,572円で補てんした。

平成27年度 今帰仁村簡易水道事業損益計算書
 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
(1)	給水収益	188,757,999		
(2)	受託工事収益	0		
(3)	その他営業収益	<u>800,552</u>	189,558,551	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	15,502,929		
(2)	配水及び給水費	26,880,025		
(3)	受水費	51,393,697		
(4)	受託工事費	0		
(5)	総係費	33,862,063		
(6)	減価償却費	261,368,238		
(7)	資産減耗費	14,854,832		
(8)	その他営業費用	<u>0</u>	<u>403,861,784</u>	
	営業損失			214,303,233
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	27,283		
(2)	他会計補助金	16,346,000		
(3)	長期前受金戻入	151,949,498		
(4)	引当金戻入益	0		
(5)	雑収益	<u>55,403</u>	168,378,184	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	33,739,599		
(2)	雑支出	<u>1,209,697</u>	<u>34,949,296</u>	<u>133,428,888</u>
	経常損失			80,874,345
5	特別利益			
(1)	固定資産売却益	0		
(2)	過年度損益修正益	536,895		
(3)	その他特別利益	<u>0</u>	536,895	
6	特別損失			
(1)	固定資産売却損	0		
(2)	減損損失	0		

(3) 災害による損失	0		
(4) 過年度損益修正損	0		
(5) 引当金繰入	0		
(6) その他特別損失	0	0	536,895
当年度純損失			80,337,450
前年度繰越欠損金			83,882,596
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処理欠損金			<u>164,220,046</u>

平成27年度 今帰仁村簡易水道事業貸借対照表

(平成28年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		58,668,509	
ロ 建物	264,085,775		
減価償却累計額	<u>△ 18,647,388</u>	245,438,387	
ハ 構築物	5,206,056,602		
減価償却累計額	<u>△ 330,601,731</u>	4,875,454,871	
ニ 機械及び装置	1,101,633,956		
減価償却累計額	<u>△ 158,652,157</u>	942,981,799	
ホ 車両運搬具	47,470		
減価償却累計額	<u>0</u>	47,470	
ヘ 工具器具及び備品	98,655		
減価償却累計額	<u>△ 88,792</u>	9,863	
ト 建設仮勘定		<u>23,382,387</u>	
有形固定資産合計			6,145,983,286

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		807,478	
ロ 借地権		<u>0</u>	
無形固定資産合計			807,478

(3) 投資その他の資産

イ 貸倒引当金		<u>0</u>	
投資その他の資産合計			<u>0</u>

固定資産合計		6,146,790,764
2 流動資産		
(1) 現金・預金		89,754,431
(2) 未収金	30,947,444	
貸倒引当金	<u>△ 2,523,631</u>	28,423,813
(3) 貯蔵品		2,691,875
(4) その他流動資産		<u>0</u>
流動資産合計		<u>120,870,119</u>
資産合計		<u>6,267,660,883</u>

負債の部

(単位：円)

3 固定負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の企業債	1,861,228,306	
ロ その他企業債	<u>0</u>	
企業債合計		1,861,228,306
(2) 引当金		0
(3) その他固定負債		<u>0</u>
固定負債額		1,861,228,306
4 流動負債		
(1) 一時借入金		0
(2) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の企業債	54,026,940	
ロ その他企業債	<u>0</u>	
企業債合計		54,026,940
(3) 他会計借入金		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の長期借入金	155,000,000	
ロ その他長期借入金	<u>0</u>	
他会計借入金合計		155,000,000
(4) 未払金		26,930,513
(5) 未払費用		0
(6) 前受金		469,960

(7) 引当金	1,015,000	
(8) その他流動負債	71,081	
流動負債合計		237,513,494
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	4,036,570,787	
(2) 収益化累計額	△ 298,577,403	
(3) 建設仮勘定長期前受金	<u>0</u>	
繰延収益合計		<u>3,737,993,384</u>
負債合計		<u>5,836,735,184</u>

資 本 の 部

(単位：円)

6 資本金		
(1) 固有資本金	537,191,517	
(2) 出資金	32,698,149	
資本金合計		569,889,666
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 再評価積立金	0	
ロ 補助金	13,386,600	
ハ 他会計負担金	0	
ニ 受贈財産評価額	11,869,479	
ホ 寄附金	0	
ヘ 工事負担金	0	
ト その他資本剰余金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		25,256,079
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 建設改良積立金	0	
ニ その他積立金	0	
ホ 当年度未処理欠損金	<u>164,220,046</u>	
利益剰余金合計		△ 164,220,046

剰余金合計	<u>△ 138,963,967</u>
資本合計	<u>430,925,699</u>
負債資本合計	<u><u>6,267,660,883</u></u>

平成27年度 今帰仁村簡易水道事業欠損金計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	欠 損 金										資本合計
		資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金						
		再 評 価 積 立 金	補 助 金	受 贈 財 産 評 価 額	資 本 剰 余 金 合 計	減 債 積 立 金	利 益 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	そ の 他 積 立 金	未 処 理 欠 損 金	利 益 剰 余 金 合 計	
前年度末残高	547,987,814	0	13,386,600	11,869,479	25,256,079	0	0	0	0	△83,882,596	△83,882,596	489,361,297
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	547,987,814	0	13,386,600	11,869,479	25,256,079	0	0	0	0	△83,882,596	△83,882,596	489,361,297
当年度変動額	21,901,852	0	0	0	0	0	0	0	0	△80,337,450	△80,337,450	△58,435,598
繰入金の受入	23,654,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,654,000
4条控除対象外消費税 (特定収入分)の圧縮記帳	△1,752,148	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△1,752,148
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△80,337,450	△80,337,450	△80,337,450
当年度末残高	569,889,666	0	13,386,600	11,869,479	25,256,079	0	0	0	0	△164,220,046	△164,220,046	430,925,699

平成27年度 今帰仁村簡易水道事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	569,889,666	25,256,079	△164,220,046
議会の議決による処分類	0	0	0
利益積立金以外の利益剰余金の繰入	0	0	0
資本剰余金の繰入	0	0	0
利益積立金の繰入	0	0	0
処分後残高	569,889,666	25,256,079	(繰越欠損金) △164,220,046

平成27年度 今帰仁村簡易水道事業会計に関する注記

注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

・主な耐用年数

建物 2～38年

構築物 2～60年

機械及び装置 2～20年

工具器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

施設利用権 2～19年

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3. その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のもの）のうち、他会計が負担する額は、23,654千円である。

1 ページ、2 ページをお開きください。平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算について。収益的収入及び支出の決算額から申し上げますと、収益的収入は3億7,984万4,016円、収益的支出は4億4,648万5,535円となっております。

3 ページ、4 ページをお開きください。次に資本的収入及び支出の決算額は、資本的収入は7億589万6,000円、資本的支出は7億2,398万6,572円となっております。

17ページをお開きください。業務量について、平成27年度における給水栓数は3,733栓で、前年度より104栓の増加となっております。年間配水量は125万695 m^3 で、前年度より4万5,281 m^3 の増加で、1日最大配水量は3,727 m^3 、1日平均配水量は3,417 m^3 となっております。その中において、有収水率は86.53%となっております。

工事関係につきましては、建設改良費等総額5億7,528万9,758円で、国庫補助事業により配水管布設工事を6工区、機械・電気計装設備工事を4工区にて実施し、天底地区にて高架配水池増圧ポンプ室築造工事を実施しました。資料については、19ページを参照してください。また単独事業として、給水管設備工事等を実施し、赤さび水や漏水の解消に努めました。

財政状況につきましては、決算書1ページから2ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明します。

収入では、第1款事業収益の予算額3億8,620万3,000円に対して、決算額3億7,984万4,016円となっており、予算額に比べ635万8,984円の減となり、予算達成率は98.35%です。支出では、第1款事業費の予算額4億6,686万4,000円に対して、決算額4億4,648万5,535円となっておりまして、予算執行率は95.64%です。その主な要因は営業費用の減価償却費や資産減耗費等の減によるものです。

次に資本的収入及び支出についてご説明します。3ページから4ページをお開きください。第1款資本的収入の予算額8億9,742万7,000円に対して、決算額7億589万6,000円で、予算額に比べ1億9,153万1,000円の減となり、予算達成率は78.66%です。その主な要因は、天底、諸志、湧川の3地区、簡易水道事業にて、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰り越しによるものです。支出の第1款資本的支出の予算額9億2,149万2,000円に対して、決算額7億2,398万6,572円、翌年度繰越額1億9,302万7,000円となっておりまして、予算執行率は78.57%です。また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,809万572円は、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、損益計算書について説明します。決算書5ページをお開きください。1の営業収益1億8,955万8,551円は、主に給水収益の水道使用料とその他営業収益の検査手数料等です。2の営業費用4億386万1,784円は(1)の原水及び浄水費から(8)のその他営業費用までを合わせた費用で、主に企業局より購入する受水費と昭和51年より順次整備してきました浄水場や配水池等施設の減価償却費です。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は2億1,430万3,233円で、これに3の営業外収益と企業債の償還金利息等の4営業外費用を加減した計上損失は8,087万4,345円となっております。5の特別利益は過年度損益の修正によるものです。これにより事業収益から事業費用を差し引いた当年度純損失は8,033万7,450円となっております。前年度繰越欠損金8,388万2,596円との合計額1億6,422万46円が当年度未処理欠損金となります。

次に貸借対照表について説明します。決算書の6ページをお開きください。まず初めに資産の保有状況を示す資産の部は、固定資産の合計61億4,679万764円と流動資産の合計1億2,087万119円を加えた62億6,766万883円が資産の合計となっております。

次に決算書の7ページから8ページをお開きください。資金の調達源泉である負債と資本は、負債の部の負債合計58億3,673万5,184円と資本の部の資本金合計額5億6,988万9,666円と剰余金合計額減の1億6,422万46円を加えた62億6,766万883円が負債、資本の総額となっております。

決算書の13ページ以降については、参考書類としての決算附属書類を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、認定4号平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定についての概要説明とします。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第17. 「報告第6号平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第6号

平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を議会へ提出し報告します。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

事業報告及び決算報告書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第18. 「報告第7号平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第7号

平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成27年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成28年9月23日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

次ページ以降に報告書を添付してございますので、お目通しください。

○ 議長 東恩納寛政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 午後1時43分）